

議案第 6 1 号

専決処分の承認について《京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について》

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 1 8 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第13号

専決処分書

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和7年京丹後市条例第16号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

京丹後市長 中山 泰

記

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和7年京丹後市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削り」を「同条第2項中「及び資産割額」を削り、「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項及び第4項の規定中「及び資産割額」を削り」に改め、「18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。」の次に「ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。」を加え、「第23条第1項第1号ア中」を「第23条第1項柱書中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号ア中」に、「6,650円」に改め、同項第2号ア中」を「6,650円」に改め、同号に次のキからケまでを加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定す

る世帯主を除く。) 1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

同項第2号柱書中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号ア中」に、「4,750円」に改め、同項第3号ア中」を「4,750円」に改め、同号に次のキからケまでを加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

同項第3号柱書中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中」に、「1,900円」に改め、同条」を「1,900円」に

改め、同号に次のキからケまでを加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

同条」に、「、同号エ中「3, 100円」を「4, 100円」に改め、同条」を「、同号エ中「3, 100円」を「4, 100円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

同条」に、「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項」を「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項」に、「第10条」に改め、同条を第29条とする。」を「第1

0 条」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 12 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 13 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 14 条の規定により算定した 18 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の 18 歳以上被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

同条に次の 1 項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前 3 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

同条を第 29 条とする。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市国民健康保険税条例(平成 16 年京丹後市条例第 86 号)新旧対照表

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和 7 年京丹後市条例第 16 号)(令和 8 年京丹後市条例 15 号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>京丹後市国民健康保険税条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 86 号</p> <p>第 1 条 (略) (課税額)</p> <p>第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))<u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。</u>)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 66 万円を超える場合には、基礎課税額は、66 万円とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 26 万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26 万円とする。</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 17 万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17 万円とする。</p>	<p>京丹後市国民健康保険税条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 86 号</p> <p>第 1 条 (略) (課税額)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))<u>及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。</u>)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 66 万円を超える場合には、基礎課税額は、66 万円とする。</u></p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 26 万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26 万円とする。</u></p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 17 万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17 万円とする。</u></p> <p>5 <u>第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した</u></p>	<p>京丹後市国民健康保険税条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 86 号</p> <p>第 1 条 (略) (課税額)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>67 万円</b>を超える場合には、基礎課税額は、<b>67 万円</b>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した</p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.54</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の9.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第7条の3</u>及び<u>第23条第1項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、<u>第7条の3</u>及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>30,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>15,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>23,025円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.22</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の3.20</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,700円</u></p>	<p>額とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.18</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第8条</u>、<u>第15条</u>及び<u>第29条第1項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、<u>第8条</u>、<u>第15条</u>及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>32,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>16,250円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>24,375円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,000円</u></p>	<p>額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第28条 (略)</p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>(2) 特定世帯 <u>5,350 円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>8,025 円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p><u>第8条</u> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.10</u> を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</p> <p><u>第9条</u> 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の3.25</u> を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><u>第9条の2</u> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>7,900 円</u> とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><u>第9条の3</u> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>9,300 円</u> とする。</p> <p>(賦課期日)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(徴収の方法)</p> <p><u>第11条</u> 国民健康保険税は、<u>第14条</u>、<u>第18条</u>及び<u>第19条</u>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(納期)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p><u>第13条</u> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(<u>第23条</u>の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>第14条～第18条</u> (略)</p>	<p>(2) 特定世帯 <u>6,000 円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>9,000 円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p><u>第9条</u> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.31</u> を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><u>第10条</u> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>9,600 円</u> とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><u>第11条</u> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>9,500 円</u> とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p><u>第12条</u> 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の0.35</u> を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p><u>第13条</u> 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>1,300 円</u> とする。</p> <p>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p> <p><u>第14条</u> 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について <u>100 円</u> とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</p> <p><u>第15条</u> 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>800 円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>400 円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>600 円</u></p> <p>(賦課期日)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(徴収の方法)</p> <p><u>第17条</u> 国民健康保険税は、<u>第20条</u>、<u>第24条</u>及び<u>第25条</u>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(納期)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p><u>第19条</u> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(<u>第29条</u>の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>第20条～第24条</u> (略)</p>	

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)</p> <p><b>第19条</b> 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>(1) <b>第14条第2項</b>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(普通徴収税額への繰入)</p> <p><b>第20条</b> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<b>第12条第1項</b>の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p>(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)</p> <p><b>第22条</b> 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、<b>第26条</b>の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第23条</b> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規</p>	<p>(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)</p> <p><b>第25条</b> (略)</p> <p>(1) <b>第20条第2項</b>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(普通徴収税額への繰入)</p> <p><b>第26条</b> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<b>第18条第1項</b>の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第27条</b> (略)</p> <p>(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)</p> <p><b>第28条</b> 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、<b>第35条</b>の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第29条</b> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) _____ の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第29条</b> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、_____ 同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円) の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>13,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,490円</u> (イ) 特定世帯 <u>10,745円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>16,118円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,340円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,490円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,745円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>5,618円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,530円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>6,510円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>16,450円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>22,750円</u> (イ) 特定世帯 <u>11,375円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>17,063円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,740円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,400円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,200円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,300円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,720円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>6,650円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 910円</u></p> <p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円</u></p> <p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円 (イ) 特定世帯 280円 (ウ) 特定継続世帯 420円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万</p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>9,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,350円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,675円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,513円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,100円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,350円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,675円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,013円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,950円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,650円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,140円</u></p>	<p>円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>11,750円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,250円</u> (イ) 特定世帯 <u>8,125円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>12,188円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,100円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,500円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,800円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,750円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,700円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,500円</u></p>	<p>円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 650円</u></p> <p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 50円</u></p> <p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円 (イ) 特定世帯 200円 (ウ) 特定継続世帯 300円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>57万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>(イ) 特定世帯 <u>3,070 円</u>  (ウ) 特定継続世帯 <u>4,605 円</u>  ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,240 円</u>  エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,140 円</u>  (イ) 特定世帯 <u>1,070 円</u>  (ウ) 特定継続世帯 <u>1,605 円</u>  オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,580 円</u>  カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,860 円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。  (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額  ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,850 円</u>  イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,750 円</u>  ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,600 円</u>  エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,500 円</u>  (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額  ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>930 円</u>  イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,550 円</u>  ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,480 円</u>  エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,100 円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>3,250 円</u>  (ウ) 特定継続世帯 <u>4,875 円</u>  ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,640 円</u>  エ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,400 円</u>  (イ) 特定世帯 <u>1,200 円</u>  (ウ) 特定継続世帯 <u>1,800 円</u>  オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,920 円</u>  カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,900 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,525 円</u>  イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,875 円</u>  ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,400 円</u>  エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,750 円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,230 円</u>  イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,050 円</u>  ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,280 円</u>  エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,100 円</u></p>	<p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>260 円</u>  ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>20 円</u>  ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>160 円</u>  (イ) 特定世帯 <u>80 円</u>  (ウ) 特定継続世帯 <u>120 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被</p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割及び<u>被保険者均等割額</u> (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額 )は、当該所得割及び <u>被保険者均等割額</u> から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに<u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u> (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに<u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p><u>被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円</u></p> <p><u>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算</u></p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>第23条の2</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>第24条の2第1項</u>において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総務所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p><u>第24条の2</u> (略)</p> <p><u>第24条の3</u> (略)</p> <p><u>第25条～第27条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>第30条</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>第32条第1項</u>において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総務所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p><u>第34条～第36条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p>	<p><u>定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p> <p>第30条～第36条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～19 (略)</p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)&amp;及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>10 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第29条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)&amp;及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条</u>、<u>第12条</u>及び第29条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第29条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条</u>、<u>第12条</u>及び第29条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第29条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>10 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条</u>、<u>第12条</u>及び第29条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に</p>	

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u> <u>及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u> <u>及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u> <u>及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</u> (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、</p>	<p>係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第29条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条、第12条及び第29条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第29条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条、第12条及び第29条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第29条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条、第12条及び第29条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第29条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</u> (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所</p>	

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u>及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第23条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u>及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第23条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u>及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条</u>、<u>第12条</u>及び<u>第29条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項及び<u>第29条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第29条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条</u>、<u>第12条</u>及び<u>第29条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項及び<u>第29条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第29条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条</u>、<u>第12条</u>及び<u>第29条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第29条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和7年京丹後市条例第16号)(令和8年京丹後市条例15号適用後)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正案
<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u> 及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 当分の間、<u>第23条第2項</u>の規定の適用については、同条中「6歳」とあるのは「18歳」とし、「未就学児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとし、令和7年度以降分の国民健康保険税について当該被保険者均等割額から減額する額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該世帯内の子どもにつき算定した被保険者均等割額(同条第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)の全額とする。</p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条</u>、<u>第12条</u>及び<u>第29条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第29条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 当分の間、<u>第29条第2項</u>の規定の適用については、同条中「6歳」とあるのは「18歳」とし、「未就学児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとし、令和7年度以降分の国民健康保険税について当該被保険者均等割額から減額する額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該世帯内の子どもにつき算定した被保険者均等割額(同条第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)の全額とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和7年京丹後市条例第16号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和7年3月27日 条例第16号</p> <p>(京丹後市国民健康保険税条例の一部改正)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 京丹後市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p><u>同条第2項</u> から第4項までの規定中「及び資産割額」を削り、第4項の次に次の1項を加える。</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p> <p>第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に、「100分の6.54」を「100分の7.18」に改める。</p> <p>第4条を削る。</p> <p>第5条中「19,000円」を「23,500円」に改め、同条を第4条とする。</p> <p>第5条の2第1号中「第7条の3及び第23条第1項」を「第8条、第15</p>	<p>京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和7年3月27日 条例第16号</p> <p>(京丹後市国民健康保険税条例の一部改正)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 京丹後市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p><u>同条第2項中「及び資産割額」を削り、「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項及び第4項の規定中「及び資産割額」を削り、第4項の次に次の1項を加える。</u></p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に、「100分の6.54」を「100分の7.18」に改める。</p> <p>第4条を削る。</p> <p>第5条中「19,000円」を「23,500円」に改め、同条を第4条とする。</p> <p>第5条の2第1号中「第7条の3及び第23条第1項」を「第8条、第15</p>

現行	改正案
<p>条及び第 29 条第 1 項に、「第 7 条の 3 及び同項」を「第 8 条、第 15 条及び同項」に、「30,700 円」を「32,500 円」に改め、同条第 2 号中「15,350 円」を「16,250 円」に改め、同条第 3 号中「23,025 円」を「24,375 円」に改め、同条を第 5 条とする。</p> <p>第 6 条中「100 分の 2. 22」を「100 分の 2. 50」に改める。</p> <p>第 7 条を削る。</p> <p>第 7 条の 2 中「6,200 円」を「8,200 円」に改め、同条を第 7 条とする。</p> <p>第 9 条を削る。</p> <p>第 8 条中「100 分の 2. 10」を「100 分の 2. 31」に改め、同条を第 9 条とする。</p> <p>第 7 条の 3 第 1 号中「10,700 円」を「12,000 円」に改め、同条第 2 号中「5,350 円」を「6,000 円」に改め、同条第 3 号中「8,025 円」を「9,000 円」に改め、同条を第 8 条とする。</p> <p>第 27 条を第 36 条とし、第 25 条及び第 26 条を 9 条ずつ繰り下げ、第 24 条の 3 を第 33 条とし、第 24 条の 2 を第 32 条とし、第 24 条を第 31 条とする。</p> <p>第 23 条の 2 中「第 24 条の 2 第 1 項」を「第 32 条第 1 項」に改め、同条を第 30 条とする。</p>	<p>条及び第 29 条第 1 項に、「第 7 条の 3 及び同項」を「第 8 条、第 15 条及び同項」に、「30,700 円」を「32,500 円」に改め、同条第 2 号中「15,350 円」を「16,250 円」に改め、同条第 3 号中「23,025 円」を「24,375 円」に改め、同条を第 5 条とする。</p> <p>第 6 条中「100 分の 2. 22」を「100 分の 2. 50」に改める。</p> <p>第 7 条を削る。</p> <p>第 7 条の 2 中「6,200 円」を「8,200 円」に改め、同条を第 7 条とする。</p> <p>第 9 条を削る。</p> <p>第 8 条中「100 分の 2. 10」を「100 分の 2. 31」に改め、同条を第 9 条とする。</p> <p>第 7 条の 3 第 1 号中「10,700 円」を「12,000 円」に改め、同条第 2 号中「5,350 円」を「6,000 円」に改め、同条第 3 号中「8,025 円」を「9,000 円」に改め、同条を第 8 条とする。</p> <p>第 27 条を第 36 条とし、第 25 条及び第 26 条を 9 条ずつ繰り下げ、第 24 条の 3 を第 33 条とし、第 24 条の 2 を第 32 条とし、第 24 条を第 31 条とする。</p> <p>第 23 条の 2 中「第 24 条の 2 第 1 項」を「第 32 条第 1 項」に改め、同条を第 30 条とする。</p>
<p><u>第 23 条第 1 項</u></p>	<p><u>第 23 条第 1 項柱書中「66 万円」を「67 万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17 万円」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円)」を加え、同項第 1 号ア中「13,300 円」を「16,450 円」に改め、同号イ(ア)中「21,490 円」を「22,750 円」に改め、同号イ(イ)中「10,745 円」を「11,375 円」に改め、同号イ(イ)中「16,118 円」を「17,063 円」に改め、同号ウ中「4,340 円」を「5,740 円」に改め、同号エ(ア)中「7,490 円」を「8,400 円」に改め、同号エ(イ)中「3,745 円」を「4,200 円」に改め、同号エ(イ)中「5,618 円」を「6,300 円」に改め、同号オ中「5,530 円」を「6,720 円」に改め、同号カ中「6,510 円」を「6,650 円」に改め、</u></p>
<p><u>第 1 号ア中「13,300 円」</u></p>	<p><u>を「16,450 円」に改め、同号イ(ア)中「21,490 円」を「22,750 円」に改め、同号イ(イ)中「10,745 円」を「11,375 円」に改め、同号イ(イ)中「16,118 円」を「17,063 円」に改め、同号ウ中「4,340 円」を「5,740 円」に改め、同号エ(ア)中「7,490 円」を「8,400 円」に改め、同号エ(イ)中「3,745 円」を「4,200 円」に改め、同号エ(イ)中「5,618 円」を「6,300 円」に改め、同号オ中「5,530 円」を「6,720 円」に改め、同号カ中「6,510 円」を「6,650 円」に改め、同号に次のキからケまでを加える。</u></p>
<p><u>キ</u></p>	<p><u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 910 円</u></p>
<p><u>ク</u></p>	<p><u>18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳</u></p>



現行	改正案
<p>を「1,920円」に改め、同号カ中「1,860円」を「1,900円」に改め、</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>を「1,920円」に改め、同号カ中「1,860円」を「1,900円」に改め、同号に次のキからケまでを加える。</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 260円</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円</p> <p>(イ) 特定世帯 80円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 120円</p>
<p>同条第2項第1号ア中「2,850円」を「3,525円」に改め、同号イ中「4,750円」を「5,875円」に改め、同号ウ中「7,600円」を「9,400円」に改め、同号エ中「9,500円」を「11,750円」に改め、同項第2号ア中「930円」を「1,230円」に改め、同号イ中「1,550円」を「2,050円」に改め、同号ウ中「2,480円」を「3,280円」に改め、同号エ中「3,100円」を「4,100円」に改め、</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>同条第2項第1号ア中「2,850円」を「3,525円」に改め、同号イ中「4,750円」を「5,875円」に改め、同号ウ中「7,600円」を「9,400円」に改め、同号エ中「9,500円」を「11,750円」に改め、同項第2号ア中「930円」を「1,230円」に改め、同号イ中「1,550円」を「2,050円」に改め、同号ウ中「2,480円」を「3,280円」に改め、同号エ中「3,100円」を「4,100円」に改め、同項に次の1号を加える。</p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円</p> <p>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円</p> <p>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円</p>
<p>同条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、</p> <p>同項第2号中「第5条」を「第4条」に改め、同項第4号中「第7条の2」を「第7条」に改め、同項第5号中「第8条」を「第9条」に改め、同項第6号中「第9条の2」を「第10条」に改め、</p>	<p>同条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項第2号中「第5条」を「第4条」に改め、同項第4号中「第7条の2」を「第7条」に改め、同項第5号中「第8条」を「第9条」に改め、同項第6号中「第9条の2」を「第10条」に改め、同項に次の3号を加える。</p>



現行	改正案
<p>第14条から第18条までを6条ずつ繰り下げる。</p> <p>第13条第1項中「第23条」を「第29条」に改め、同条を第19条とする。</p> <p>第12条を第18条とする。</p> <p>第11条中「第14条」を「第20条」に、「第18条」を「第24条」に、「第19条」を「第25条」に改め、同条を第17条とする。</p> <p>第10条を第16条とする。</p> <p>第9条の3中「9,300円」を「9,500円」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の4条を加える。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p>第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.35を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。</p> <p>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p> <p>第14条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第15条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円</p> <p>(2) 特定世帯 400円</p> <p>(3) 特定継続世帯 600円</p> <p>第9条の2中「7,900円」を「9,600円」に改め、同条を第10条とする。</p> <p>附則第7項中「第23条」を「第29条」に改め、附則第8項、附則第9項及び附則第11項から附則第14項までの規定中「第8条及び第23条」を「第9条、第12条及び第29条」に、「第23条第1項」を「第29条第1項」に改め、附則第15項及び附則第16項中「第8条及び第23条第1項」を「第9</p>	<p>第14条から第18条までを6条ずつ繰り下げる。</p> <p>第13条第1項中「第23条」を「第29条」に改め、同条を第19条とする。</p> <p>第12条を第18条とする。</p> <p>第11条中「第14条」を「第20条」に、「第18条」を「第24条」に、「第19条」を「第25条」に改め、同条を第17条とする。</p> <p>第10条を第16条とする。</p> <p>第9条の3中「9,300円」を「9,500円」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の4条を加える。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p>第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.35を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。</p> <p>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p> <p>第14条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第15条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円</p> <p>(2) 特定世帯 400円</p> <p>(3) 特定継続世帯 600円</p> <p>第9条の2中「7,900円」を「9,600円」に改め、同条を第10条とする。</p> <p>附則第7項中「第23条」を「第29条」に改め、附則第8項、附則第9項及び附則第11項から附則第14項までの規定中「第8条及び第23条」を「第9条、第12条及び第29条」に、「第23条第1項」を「第29条第1項」に改め、附則第15項及び附則第16項中「第8条及び第23条第1項」を「第9</p>

現行	改正案
<p>条、第12条及び第29条第1項に、「この条」を「この項」に、「第23条第1項」を「第29条第1項」に改め、附則第17項及び附則第18項中「第8条及び第23条」を「第9条、第12条及び第29条」に、「第23条第1項」を「第29条第1項」に改め、附則第19項中「第23条第2項」を「第29条第2項」に改める。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第2条の規定による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>条、第12条及び第29条第1項に、「この条」を「この項」に、「第23条第1項」を「第29条第1項」に改め、附則第17項及び附則第18項中「第8条及び第23条」を「第9条、第12条及び第29条」に、「第23条第1項」を「第29条第1項」に改め、附則第19項中「第23条第2項」を「第29条第2項」に改める。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第2条の規定による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

令和8年4月1日施行

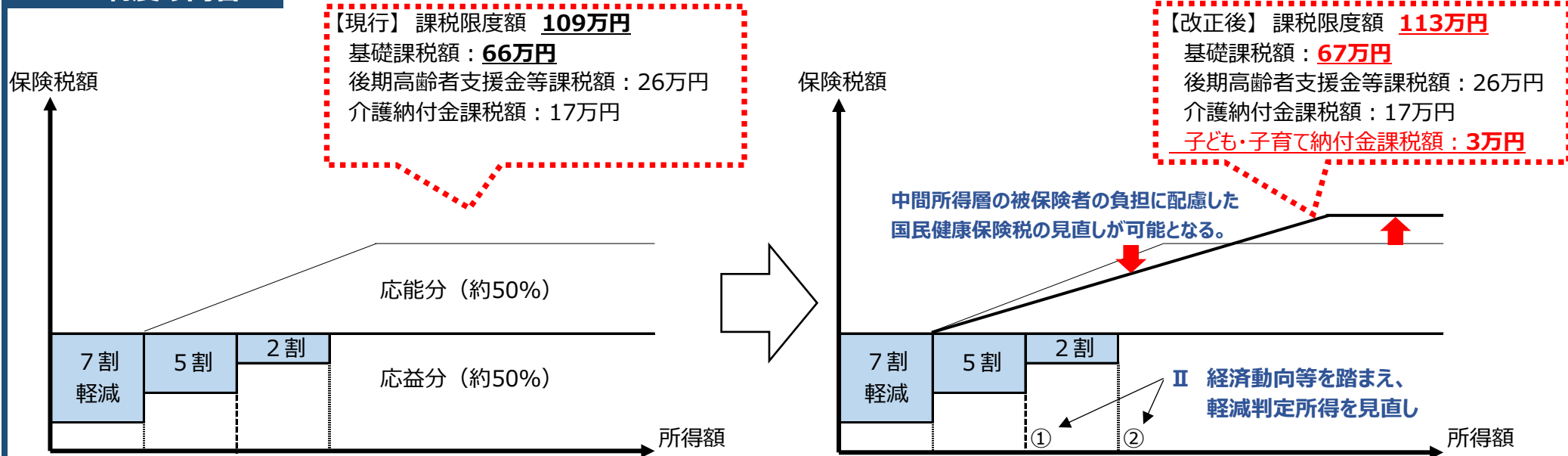
No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
1	(課税額) 第2条第2項、第5項	<p>&lt;課税限度額の引上げ&gt;</p> <p>国民健康保険税の課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して課税の限度額が設けられている。今回の改正では、第2項の基礎課税額の限度額が66万円から67万円に引き上げられたもの。また、第5項では、令和8年度より創設された子ども・子育て支援納付金の課税限度額(3万円)を新たに加えるもの。</p>	法第703条の4 令第56条の88の2
2	(国民健康保険税の減額) 第29条第1項、第2項、第3項、第4項	<p>&lt;軽減判定所得の見直し&gt;</p> <p>国民健康保険税は低所得者世帯の負担能力を考慮して地方税法施行令で定める基準に従い均等割額又は平等割額を減額することとされている。今回の改正では、第1項の5割軽減基準額、2割軽減基準額における軽減判定所得の見直しが行われ、軽減判定における被保険者一人当たりの控除額がそれぞれ30万5千円から31万円、56万円から57万円に引き上げられたもの。また、子ども・子育て支援納付金の減額分も新たに制定されたもの。</p> <p>&lt;子ども・子育て支援納付金課税額の軽減措置&gt;</p> <p>第2項で未就学児、第3項で産前産後期間の軽減規定を設け、第4項では、18歳以下の子ども(高校卒業まで)にかかる「子ども・子育て支援納付金分」の均等割額を全額免除する規定の整備を行うもの。</p>	法第703条の5 令第56条の89

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

## 1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を**67万円**（現行：66万円）に引き上げるとともに、**令和8年度より創設された子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額（3万円）**を設定する。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を**31万円**（現行：30.5万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を**57万円**（現行：56万円）に引き上げる。

## 2. 制度の内容



※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

## 国民健康保険税課税限度額の推移

年 度	医療分	基礎課税額		介護納付金課税額	子ども・子育て 支援納付金	合計額	引上げ額
		基礎課税額	後期高齢者支援 金等課税額				
平成22年度	63 万円	50 万円	13 万円	10 万円	-	73 万円	+ 4万円
平成23年度	65 万円	51 万円	14 万円	12 万円	-	77 万円	+ 4万円
平成24年度	65 万円	51 万円	14 万円	12 万円	-	77 万円	
平成25年度	65 万円	51 万円	14 万円	12 万円	-	77 万円	
平成26年度	67 万円	51 万円	16 万円	14 万円	-	81 万円	+ 4万円
平成27年度	69 万円	52 万円	17 万円	16 万円	-	85 万円	+ 4万円
平成28年度	73 万円	54 万円	19 万円	16 万円	-	89 万円	+ 4万円
平成29年度	73 万円	54 万円	19 万円	16 万円	-	89 万円	
平成30年度	77 万円	58 万円	19 万円	16 万円	-	93 万円	+ 4万円
令和元年度	80 万円	61 万円	19 万円	16 万円	-	96 万円	+ 3万円
令和2年度	82 万円	63 万円	19 万円	17 万円	-	99 万円	+ 3万円
令和3年度	82 万円	63 万円	19 万円	17 万円	-	99 万円	
令和4年度	85 万円	65 万円	20 万円	17 万円	-	102 万円	+ 3万円
令和5年度	87 万円	65 万円	22 万円	17 万円	-	104 万円	+ 2万円
令和6年度	89 万円	65 万円	24 万円	17 万円	-	106 万円	+ 2万円
令和7年度	92 万円	66 万円	26 万円	17 万円	-	109 万円	+ 3万円
<b>令和8年度</b>	<b>93 万円</b>	<b>67 万円</b>	<b>26 万円</b>	<b>17 万円</b>	<b>3 万円</b>	<b>113 万円</b>	<b>+ 4万円</b>